

北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を北海道社会福祉協議会事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、北海道における地域包括支援センター及び在宅介護支援センター相互の連携を図ると共に、その機能強化に向けた事業を行い、地域ケア体制の発展向上を図り、地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の正会員を次のように区分する。

A会員 地域包括支援センター

在宅介護支援センター

（但し、地域包括支援センターのブランチは在宅介護支援センターに位置づける）

B会員 道内の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターの機能推進にかかる関係機関等

第5条 第4条に定める正会員のほか、特に本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。

(連 携)

第6条 第4条に定める正会員のうちA会員は、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会に加入するものとする。

(事 業)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター相互の連絡調整
- (2) 地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターの機能強化に資する調査・研究・情報提供
- (3) 地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター職員の資質向上に関する事業
- (4) 地域福祉関係諸制度の広報・啓発
- (5) 関係機関・団体等との連絡調整による保健・医療・福祉のネットワーク構築
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(総 会)

第8条 この協議会の目的達成のため総会をおく。

2. 総会は、この協議会最高の決定機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他、会長が付議した事項

3. 総会は、正会員の事業所及び団体が選任した代議員各1名をもって構成する。

4. 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを召集する。

5. 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。

6. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

幹事 若干名（正副会長を含む）

監事 2名

2. 上記役員のほか顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第10条 幹事並びに監事は代議員の中から総会において選出する。

2. 会長、副会長は幹事の互選により選任する。

3. 顧問は会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは副会長が職務を代行する。
3. 幹事は、本会の会務を執行する。
4. 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。
5. 顧問は、会長の求めに応じて、会務について助言を行う。

(正副会長会議)

第12条 正副会長会議は、次の事項を協議し、執行する。

- (1) 幹事会において議決する事項の検討
- (2) 幹事会の議決を要しない会務の執行に関する事

(幹事会)

第13条 幹事会は、この協議会の執行機関として運営にあたり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(専門委員会)

第14条 本会の事業推進のために、必要に応じ専門委員会をおく。専門委員会の設置は、総会で決定する。運営については別に定める。

(任期)

第15条 役員並びに委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠により就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員並びに委員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
4. 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費・事業収入・助成金・その他の収入をもってあてることとし、会費の金額は別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1. この会則は、平成10年8月28日から施行する。
2. この会則は、平成14年3月5日から施行する。
3. この会則は、平成14年7月17日から施行する。
4. この会則は、平成18年3月10日から施行する。
5. この会則は、平成18年9月27日から施行する。
6. この会則は、平成29年3月16日から施行する。
7. この会則は、平成30年8月1日から施行する。

●北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会 会費規程

会則第16条に基づく会費を以下のように定める。

1. 会費 (年額)

①A会員

地域包括支援センター 30,000円 [内訳: 道会費10,000円、全国会費20,000円]

在宅介護支援センター 20,000円 [内訳: 道会費10,000円、全国会費10,000円]

②B会員

20,000円 [内訳: 道会費20,000円]

2. 賛助会費 1口 50,000円

付 則

1. この会則は、平成23年3月18日から施行する。

●北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会 委員会規程

第1条 本会に次の委員会を設ける。

1. 地域包括・在宅介護支援センター機能強化委員会

第2条 委員は、会長が委嘱しその任期は2年とする。

第3条 委員会に委員長1人、副委員長1人ないし2人をおき、委員会において選任する。

第4条 委員会は必要に応じ、小委員会を設けることができる。

北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会
総会における代議員に関する運営内規

(平成19年3月23日制定)

第1 趣旨

本会会則第8条3に定める代議員について、その選出方法を、この運営内規の定めるところによるものとする。

第2 代議員の選出方法

- (1) 正会員の事業所及び団体は、総会が開催される度に、その代表者1名を代議員として選任し、本会会長に報告することとする。
- (2) 報告された代議員はその総会についてのみ、代議員としての資格を有することとする。